



各位

会社名 小林製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 山根 聡
コード番号 4967 東証プライム

臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2024年12月2日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社株主より、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を受領いたしました。

本請求を受け、当社は、2024年12月13日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、2024年12月31日から3か月以内に開催することを検討している臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における議決権の基準日を2024年12月31日に設定する旨をお知らせしておりましたが、2025年1月21日付取締役会決議により、本臨時株主総会の開催日時及び場所並びに付議議案について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、2025年1月21日付取締役会決議により、**株主提案である第1号議案及び第2号議案**に関して、真摯に検討・討議した結果、社外取締役を含む全会一致で、いずれの議案についても**反対する旨を決議**しました。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

- (1) 開催日時：2025年2月19日（水）午前10時
- (2) 開催場所：大阪市北区中之島5丁目3番68号リーガロイヤルホテル2階「山楽」

2. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

＜株主提案（第1号議案及び第2号議案）＞

- (1) 第1号議案 会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件
- (2) 第2号議案 取締役3名選任の件

議案の要領及び提案の理由については、別紙に記載のとおりです。

3. 株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案である第1号議案及び第2号議案のいずれについても、反対であり、株主の皆様へ反対の議決権行使を推奨いたします。

【取締役会の反対意見の要旨】

第1号議案は、既に多角的かつ複層的な調査が行われてきた事項を再度調査するために、牛島信氏を会社法316条2項の調査者に選任することを求めるものです。第1号議案に基づく調査（以下「本調査」といいます。）については、必要性がないことに加え、当社の業務に著しい支障を生じさせ、信頼回復や再発防止・経営改善を進める当社の取組みを停滞させることから、当社取締役会は、第1号議案に反対いたします。

また、第2号議案は、取締役3名の追加選任を求めるものです。当社の今後の取締役会の在り方は、2025年3月開催予定の定時株主総会において、取締役候補者の全体像が見える形で株主の皆様にご判断いただく予定であり、本臨時株主総会において招集請求を行い株主提

案を行う株主（以下「本提案株主」といいます。）が提案する3名（以下「株主提案候補者3名」といいます。）を選任することは適切ではないことから、当社取締役会は、第2号議案についても反対いたします。

【取締役会の反対意見の理由】

当社の紅麹関連製品の一部に想定していない成分が含まれていた件（以下「本件問題」といいます。）に関しては、既に、事実検証委員会による調査、当社の監査役による取締役の職務執行に関する調査、加えて行政当局等による調査が実施され、多角的かつ複層的な調査が進められており、当社は、その結果も踏まえ、再発防止等の各種取組みを進めております。このような中で、さらに別の第三者により重複する調査を実施することを目的として、特定の株主が推挙する調査者を選任することは、当社の業務に著しい支障を生じさせ、被害者の皆様への補償や、信頼回復、再発防止及び経営改善の取組みを停滞させるものとなり、また、本臨時株主総会において株主提案候補者3名を選任することは適切ではなく、第1号議案及び第2号議案はいずれも、当社の企業価値向上を妨げるものとなります。以下、詳述いたします。

(1) 事実検証委員会により、適切に調査・検証が実施されていること

当社取締役会は、2024年3月22日に本件問題について公表し、その後、2024年4月26日付当社プレスリリース「紅麹関連製品をめぐる当社対応の検証について」にてお知らせしましたとおり、同日、本件問題における一連の当社対応につき、(a)株主総会において選任され、株主からの負託を受けた取締役会が主導的に調査し、事後的検証を行うこと、(b)他方で、取締役会による事後的検証に独立性と客観性を確保すべく、業務執行取締役3名（当時）はいずれも特別利害関係があるとみなし、当該3名は本件問題の事後的な検証においては審議・決議に加わらず、残りの社外取締役4名のみで調査・検証を進める体制とすること、(c)取締役会が実効的に調査・検証を行うことができるよう、取締役会にて独自の法務アドバイザーを選任することを決定しました。

その上で、当社取締役会は、一連の対応に関する事後的な検証の土台となる、①症例報告後の事実経過の調査と②内部統制システム・品質管理体制の精査について、独立性・客観性・実効性のある調査・検証を行うべく、法曹三者出身の専門家からなる事実検証委員会（委員長：貝阿彌誠弁護士（元東京地方裁判所所長・東京高等裁判所部総括判事）、委員：北田幹直弁護士（元大阪高等検察庁検事長）、委員：西垣建剛弁護士）を設置しました。

2024年7月23日付で開示しておりますとおり、事実検証委員会の調査は、当社が起用した外部弁護士による事実確認結果等についても、独立した立場から批判的かつ客観的に検証を行った上で実施されております。また、同委員会は、本件問題に係る当社取締役会の認識についても聴取しておりますが、調査の独立性は何ら影響を受けておりません。

(2) 事実検証委員会の調査報告書を受け、再発防止や各種の改革に取り組んでいること

2024年7月23日付当社プレスリリース「事実検証委員会の調査報告を踏まえた取締役会の総括について」にてお知らせしましたとおり、事実検証委員会は、2024年7月22日付で当社取締役会に調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）を提出しております。本調査報告書では、最初の症例報告から本件問題の公表に至るまでの具体的な事実経過のほか、本件問題の公表まで2か月強を要した原因や、内部統制システム・品質管理体制に関する指摘事項等も記載されております。

当社取締役会は、事実検証委員会の調査に関して、上記(1)のとおり、社外取締役4名にて調査・検証を進める体制とし、独自の法務アドバイザーを選任し、その助言を得て検討を行い、2024年7月23日、本調査報告書を踏まえて総括を行うとともに、経営責任を明確にするため、小林章浩氏の代表取締役の異動を決定するとともに、小林一雅氏の取締役辞任に至っております。その後、取締役・監査役・執行役員による報酬の自主返上や辞退等が順次行われました。

また、当社取締役会は、2024年7月23日、本調査報告書を踏まえ、本件問題に関して、(a)被害者の方々への謝罪と補償、(b)品質安全確認と再発防止、(c)コーポレートガバナ

ンスの抜本的改革、(d) 企業理念、企業風土の見直し、(e) 従業員との対話、及び(f) 法規制への適合性確認について取組みを進めていくことを決定しました。その上で、2024年9月17日、①品質・安全に関する意識改革と体制強化、②コーポレート・ガバナンスの抜本的改革、③全員が一丸となって創り直す小林製薬を3本の柱とする再発防止策を策定・公表しております(2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」ご参照)。さらに、2024年12月2日、再発防止策の実行に向けた人事異動及び組織変更(お客様訪問部の新設、信頼性保証本部の品質安全保証本部への改組、品質管理統括部の新設、事業部制の廃止など)を公表しております(2024年12月2日付当社プレスリリース「人事異動と組織変更のお知らせ」ご参照)。

当社は、コーポレート・ガバナンスの抜本的改革を更に前進させるべく、取締役会の構成について見直しを行う予定であり、新たな取締役会の構成の在り方を前提に、2025年3月開催予定の定時株主総会に取締役選任議案を付議する予定であります(下記(6)ご参照)。

以上のとおり、本件問題に関しては、社外取締役4名が主導し、独立性及び客観性を有する事実検証委員会による事実調査結果を得て、適切に調査・検証が実施されており、その結果も踏まえ、当社は、再発防止策を公表し、その内容を具体化するとともに、各種取組みを進めている途上にあります。当社取締役会としては、今後も改革を停滞なく進めていくことが、当社の信頼回復にとって必要不可欠であると考えております。

- (3) 当社の監査役においても、独立した外部弁護士を活用して法令上の権限に基づき調査を実施し、取締役に善管注意義務違反を含む法令違反は認められないと判断していること
当社の監査役は、本件問題の発生以降、取締役の職務執行を独立した立場から監査する監査役としての監査の一環として、法令上の権限に基づき、取締役の職務執行に関して調査を実施して参りました。また、2024年11月22日、本提案株主より、当社の取締役7名(退任した元取締役1名を含みます。)を対象として、本件問題に関する損害の賠償を求め責任追及の訴えを提起するよう請求(以下「本提訴請求」といいます。)を受けたことから、当社の監査役は、当該取締役に対する訴えを提起するか否かを検討する一環としても調査を実施して参りました。

具体的には、2025年1月21日付当社プレスリリース「株主からの提訴請求への対応について」にてお知らせしましたとおり、当社の監査役は、2024年5月から、独自に、当社から独立した外部弁護士2名(荒井勉弁護士[田辺総合法律事務所特別パートナー、元・福岡高等裁判所長官]、三森仁弁護士[あさひ法律事務所パートナー])に監査役に対する法的助言を委嘱し、本提訴請求の前後を通じて、当社が最初の症例報告を受けてから本件問題の公表に至るまでの当社の対応、品質管理を含めた内部統制システムの構築・運用、本件問題の公表後の対応等に関して、取締役の職務執行の適法性の観点から、当社役員へのヒアリング、関係資料の調査、紅麹製造設備の現地確認等を含む調査を実施しました。

その結果、当社の監査役は、監査役4名全員一致の意見として、本提訴請求に関しては、対象となる当社取締役7名全員について、取締役としての善管注意義務違反を含む法令違反は認められないとして、取締役に対する責任追及の訴えを提起しないと判断しております。

また、当社監査役は、2024年12月期に係る監査報告の作成途上にあり、2025年3月開催予定の定時株主総会においては、2024年12月期全般における取締役の職務執行に係る監査結果が報告される予定であります。

- (4) 厚生労働省や大阪市といった行政当局等による調査も進められてきたこと

本件問題に関しては、これまで、厚生労働省及び大阪市といった監督権限を持った行政当局等による調査が進められており、当社としても、これらの調査に全面的に協力をして参りました。

当社は被調査者の立場にあるため、行政当局等による了解なく、その内容を詳らかにすることはできませんが、2024年3月22日の本件問題の公表直後に製品回収を命じる行政処分を受け、2024年3月30日以降行政当局等による複数回の立ち入り検査を受けるなどしており、かつ、これらの行政当局等による資料・データの提出指示等に全面的に協力し

て参りました。当社は、今後も、こうした行政当局等による調査に協力するとともに、その指示、指導等に対して誠意をもって対応する予定です。

また、行政当局等はこうした調査の結果を公表してきており、今後も、2025年3月頃に大阪市が取りまとめることとされている調査結果を含め、行政当局等の判断により随時公表されていくことが想定されます。

このように、本件問題については、行政当局等によっても各種調査がなされ、その結果が公表されており、当社は、これらの行政当局等の調査結果も踏まえ、上記(2)のとおり、品質管理体制の改善及び向上を含む再発防止の取組みを進める予定であります。

- (5) 本提案株主が提案する調査を実施する場合、当社の業務に著しい支障を生じさせ、信頼回復や経営改善等の取組みを停滞させるものとなること

本提案株主が提案する本調査は、上記(1)から(4)に記載のとおり、既に実施された又は現在も進行中の調査及びこれらを受けた取組みと重複しており、仮に、調査者による調査を行う場合には、当社役職員に不必要に過度な負担を強いるとともに、当社役職員のエンゲージメントの低下や社内外の混乱を招くものであります。

当社は、これまでに実施された調査を踏まえた再発防止策の策定及びその具体的な実行の推進等、改革を迅速に進めているところであり、再度の調査をこれから開始することはむしろ、当社が迅速に改革を進めるにあたっての支障となる懸念すらあります。

また、株主提案である第1号議案は、「調査及び報告の方法」に関して、「調査者は…本臨時株主総会招集請求者である提案株主からも独立して調査を行う」と定めるものの、調査者候補者となっている牛島信氏は、複数の裁判で本提案株主の代理人弁護士を務めているなど本提案株主との利害関係を有し、独立性に問題があり、当社取締役会としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する調査がなされるか否かに関しても疑義があるものと考えております。

当社取締役会は、下記(6)に述べる取締役会構成の変更を経て、新たな経営体制の下で、信頼回復に向けて再発防止策の具体化・実行等の取組みを進めることこそが、当社に課せられた使命であると考えており、当社の業務に著しい支障を生じさせ、信頼回復や経営改善等の取組みも停滞させることが見込まれる調査者の選任は不要であるものと判断しております。

- (6) 当社は 2025年3月開催予定の定時株主総会に新たな取締役会構成を提案する予定であること

当社は、再発防止策の主要課題として「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」を掲げており、その中で、当社の企業価値向上に資する取締役会のあるべき姿について、人事指名委員会及び取締役会にて再検証を行い、取締役会の構成について見直しを検討してきました。当社としては、当社が置かれた経営環境や各種事業の業績その他の状況、本件問題に係る再発防止の進捗等も踏まえ、取締役会のスキルセットや取締役会全体の規模も含めて取締役会の在り方を再定義していく必要があると考えております。そして、このような新たな取締役会構成の在り方を前提に、2025年2月開催予定の取締役会において取締役選任議案の内容を確定し、2025年3月開催予定の定時株主総会に当該議案を付議する予定であります。

このように、当社取締役会としては、当社の今後の取締役会の在り方は、2025年3月開催予定の定時株主総会において、取締役候補者の全体像が見える形で株主の皆様にご判断いただくべきであり、定時株主総会の直前に別途招集請求がなされた本臨時株主総会において株主提案候補者3名を選任することは適切ではないと考えております。

なお、当社は、2025年1月21日付当社プレスリリース「代表取締役及び取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本臨時株主総会の招集を決定するに際し、2025年3月開催予定の定時株主総会に付議する取締役選任議案の候補者9名を内定しており、更に、医療・医薬分野について経験や知見を有する候補者について調整しております。当社人事指名委員会の構成員である社外取締役においては、株主提案候補者3名ともそれぞれ面談を実施いたしましたが、面談内容を慎重に評価しても、本臨時株主

総会において株主提案候補者 3 名を選任すべき理由は見い出せておりません。

以上のとおり、当社取締役会としては、調査者選任を求める第 1 号議案のみならず、取締役 3 名の追加選任を求める第 2 号議案に対しても反対いたします。

以上

— 本件に関するお問い合わせ先 —
小林製薬株式会社 広報部、IR 部
大阪 TEL 06-6222-0142 東京 TEL 03-5602-9913

別紙 議案の要領及び提案の理由

本臨時株主総会の第1号議案及び第2号議案は、いずれも株主 Oasis Japan Strategic Fund Ltd.様（以下「提案株主様」といいます。）からの提案によるものであります。以下の議案の要領及び提案の理由については、議案番号及び項番号等の調整並びに会社注の追記を除き、提案株主様から通知を受けたものを原文のまま記載しております。

【議案の要領及び提案の理由】

第1号議案及び第2号議案の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりである。当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されている点に鑑み、第1号議案及び第2号議案にかかる計4つの提案の理由の合計の字数を1,600字以内に収めている。

招集の理由（※）に記載のとおり、当社は、当社が販売する機能性表示食品「紅麴コレステヘルプ」（以下「本件製品」）の摂取者において、腎疾患等の健康被害を受けたとの報告があったとして、本件製品及び当社が製造する紅麴原料を含む製品の使用中及び自主回収を公表した（以下、本件製品の服用を原因とする腎障害の発生に関する問題を「本紅麴事件」という。）。本紅麴事件による健康被害は極めて甚大であり、その後の調査により、当社旧大阪工場における一部の製品ロットから本紅麴事件の原因である「プベルル酸」が検出されたことが明らかになっている。

なお、当社が設置した事実検証委員会による2024年7月22日付け調査報告書（以下「本調査報告書」）は、当社において品質管理体制・内部統制システムの欠陥や、食品の安全性に関する意識の著しい欠如があったと指摘している。その上で、「実効的な再発防止策を実施していくためには、小林製薬において、より広い意味での内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する調査及び検証が求められ…、社外取締役を中心とする取締役会の監督の下で、小林製薬執行部がこれらの点について真摯な調査及び検証を実施することを期待する」と述べている。

このように、当社に対する消費者の信頼回復のためには、内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査及び検証を実施した上で、当該検証結果を踏まえた抜本的な体制改革を実行することが求められている。しかし、当社は、2024年9月17日に再発防止策の策定を公表したものの、その際、事実検証委員会が求める内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査・検証を行った事実は何れもない。つまり、事実検証委員会による調査をもって本紅麴事件にかかる原因究明については幕引きを図ったものと思われる。

しかし、そもそも事実検証委員会による調査は、調査の迅速性を重視し、調査範囲を限定して実施されたものに過ぎない。また、その調査に際し、本紅麴事件に関して別途当社に対して法的助言を提供している他の法律事務所所属の弁護士らのサポートを受けている点や、調査中に発見事項及び指摘事項を調査対象である社内取締役らと共有し、あらかじめ討議を経た上で、最終的な報告書がまとめられている点において、調査の独立性や調査結果の客観性に疑義が存在する。

さらに、本紅麴事件の発生及び拡大阻止に既存の社外取締役が何ら力を発揮できていなかった事実や、本紅麴事件の公表後も、死者数の報告に際して創業家一族の強い反対に押し切られ、敢えて過少に報告する等していた事実等の存在を踏まえると、既存の経営陣のみよっては品質管理体制・内部統制システムの抜本的改革を期待することはできない。

したがって、多数の健康被害が引き起こした事実を重く受け止め、当社の信頼を回復するためにも、真に独立性が担保された調査者により本紅麴事件の再調査・検証を行った上で、本紅麴事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）を行う必要がある。また、新たな社外取締役を選任し、執行取締役らに対する監督・牽制機能を発揮してもらう必要もある。かかる目的を達成するために、オアシスは、牛島信氏を調査役に、中村芳生氏、Richard Dols Young氏及びTomoko Chubachi氏を取締役として推薦する次第である。

（※）会社注：提案株主様の「招集の理由」については、当社の2024年12月2日付プレ

スリリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の別紙（臨時株主総会招集請求書）をご参照ください。

1. 第1号議案 会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

議案の要領

(1) 業務及び財産の状況を調査する者

調査の目的事項に記載の事項を調査させるため、牛島信氏を会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下、「調査者」）に選任する。本議案の成立により調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
牛島 信 (1949年9月30日)	1977年4月	検事任官
	1979年4月	弁護士登録
	1985年4月	牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設
	2002年2月	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会 監事（現任）
	2003年6月	株式会社朝日工業社 社外監査役
	2004年9月	エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 （現 エイベックス株式会社）社外取締役
	2004年10月	株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）業務監視委員会委員
	2006年8月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）業務 監視・コンプライアンス委員会委員
	2007年7月	日本生命保険相互会社 社外取締役（現任）
	2008年6月	株式会社新銀行東京（現 株式会社きらぼし銀行） 経営監視委員 会委員長
	2010年5月	社団法人不動産証券化協会（現 一般社団法人不動産証券化協会） 監事（現任）
	2011年5月	松竹株式会社 社外監査役
	2013年12月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 代表理事・理事長（現任）
	2014年3月	株式会社アサツーディ・ケイ（現 株式会社ADKホールディング ス） 社外取締役
	2015年6月	北越紀州製紙株式会社（現 北越コーポレーション株式会社）社外 取締役
	2021年4月	一般社団法人東京広島県人会 代表理事・会長（現任）
	2022年7月	公益財団法人国際科学振興財団 理事（現任）
	[重要な兼職の状況] 牛島総合法律事務所 代表 日本生命保険（相）社外取締役（指名・報酬諮問委員会委員長） （特非）日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク代表理事・理事長 一般社団法人東京広島県人会 代表理事・会長 一般社団法人日本女子プロゴルフ協会 監事 一般社団法人不動産証券化協会 監事 公益財団法人国際科学振興財団 理事	

※牛島氏は、当社株式を保有していない。

(2) 調査の目的事項

本紅麴事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）、並びに本紅麴事件の対応方法の妥当性の検証

(3) 調査及び報告の方法

- ① 調査者は、適当と認める外部専門家等の補助者を複数名選任することも可能であり、本件の場合、弁護士その他に、食品衛生管理の分野における学識経験者を併せて補助者に選任することで、食品製造業者における衛生管理として実務上求められる水準に照らした当社における衛生管理の妥当性を専門的な視点を踏まえて検証することができる。
- ② 調査者は当社からも本臨時株主総会招集請求者である提案株主からも独立して調査を行う。
- ③ 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。ただし、調査者が合理的に必要と認める場合には6か月を超えない範囲で延長できる。
- ④ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行ったうえで当該調査の結果を記載した書面（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、調査者は、調査報告書公表の後に開催される最初の株主総会において調査報告書の内容を報告する。
- ⑤ 調査者は当社の役職員に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。
- ⑥ 調査者は、当社の役職員その他の者が調査に協力しない場合、調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的若しくは間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。
- ⑦ 調査者は、必要に応じて、当社役職員からのヒアリングを行い、調査対象とする事実の範囲（以下、「調査スコープ」という。）を決定する。
- ⑧ 調査スコープは、調査者選任の目的を達成するために必要十分なものとする。また、調査者は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。
- ⑨ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。

(4) 報酬

- ① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に要した費用（調査者及び補助者の報酬を含む）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たってタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なものとみなす。
- ② 調査者の請求に対して、当社が調査に要した費用の全部又は一部の支給を拒否する場合、本臨時株主総会招集請求者である提案株主が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった費用を補償する。

(5) 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

2. 第2号議案 取締役3名選任の件

(1) 候補者番号1

ア 議案の要領

中村 芳生（なかむら よしお）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

中村 芳生 (なかむら よしお)	1966年2月12日生 所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1993年4月	検事任官
1997年4月	さいたま地方検察庁特別捜査部検事
1998年6月	法務省から米国ワシントン大学ロースクール研究員として派遣
1999年7月	さいたま地方検察庁特別捜査部検事
2000年4月	最高裁判所司法研修所付検事
2001年4月	法務省刑事局付検事 国税庁国税事務官を兼務
2005年4月	名古屋地方検察庁特別捜査部検事
2007年4月	東京地方検察庁特別捜査部検事
2008年7月	法務省人事課付
2009年7月	法務省刑事局参事官 国税庁国税事務官を兼務
2011年4月	東京地方検察庁特別捜査部検事
2012年4月	東京地方検察庁総務部副部長
2013年4月	内閣官房 内閣参事官
2015年4月	京都地方検察庁 特別刑事部長
2017年7月	法務総合研究所 研究部長 (企業不正防止等の研究)
2019年7月	検事 退官
2019年8月	弁護士登録 (なお、税理士・弁理士についても登録)
2019年9月	江東病院顧問 (現任)
2021年2月	ファームシップ社外監査役 (現任)
2022年3月	日興証券 (金融商品取引法違反) 調査委員会メンバー
2022年7月	平塚金属工業社外監査役 (現任)
2024年1月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員 (現任)
2024年2月	千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議 委員
	<重要な兼職の状況> 江東病院顧問 ファームシップ社外監査役 平塚金属工業社外監査役 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員
(特別利害関係の有無) 中村 芳生氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■ 取締役候補者とした理由 中村氏は検事、法務省刑事局付及び同参事官として、長年に亘って様々な大型特捜案件を担当し、内閣官房、法務省及び東京地検に在籍時は、所管する組織の組織体制の見直しに関わり、組織運営に関する知見も深い。検事退官後は、弁護士として様々な企業に対して不祥事にもなう体制再構築や経営等について指導し、複数の不祥事案における調査委員会や有識者会議の委員も務めた。 当社は、紅麹関連製品による健康被害を発生させ、事実検証委員会の調査報告書によれば、品質管理体制や不祥事における全社的対応体制に重大な不備があり、抜本的な体制整備が不可欠である。中村氏は、検事、弁護士及び教職の立場から、数多の不祥事事件を担当・研究しており、このような不祥事対応と経営に関する同氏の知見と経験は当社の経営に対して有益な助言と監督機能を提供することが期待できる。 以上の理由から、オアシスは、中村氏を取締役候補者とすることを提案する。	

(注) 中村 芳生 (なかむら よしお) 氏は社外取締役候補者である。

(2) 候補者番号 2

ア 議案の要領

Richard Dols Young (リチャード・ドルス・ヤング) を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

Richard Dols Young (リチャード・ドルス・ヤング)		1959年8月6日生
		所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1993年4月	藤井郁也法律事務所(東京) アソシエイト弁護士	
1996年10月	東京海上日動火災保険株式会社(北米本社ロサンゼルス) 北米製造物責任(PL) 訴訟管理 弁護士	
1999年12月	Bowman and Brooke LLP(本社ミネソタ州) パートナー弁護士	
2008年7月	Johnson Controls, Inc. グローバル本社(ウィスコンシン州ミルウォーキー) 製品安全・ 規制コンプライアンス及び訴訟部長	
2013年8月	LegalKaizen Advisory 創設者・アドバイザー(現任)	
	<重要な兼職の状況> LegalKaizen Advisory アドバイザー	
(特別利害関係の有無) Richard Dols Young氏と当社との間に、特別の利害関係はない。		
■ 取締役候補者とした理由 ヤング氏は、東京海上にて多数の北米における製造物責任訴訟を担当。製造物責任の弁護を専門とする大手法律事務所にてパートナーを務めた。また、大手企業において製品安全・規制コンプライアンス及び訴訟部長を務めた後、体系的な問題解決、リスク軽減、プロセスとギャップ分析、訴訟コスト軽減、訴訟予算管理、過去の教訓を抽出するなどの業務を提供する LegalKaizen Advisory を設立し、多数の企業において欠陥製品の原因調査・再発防止に関わる。事業会社や保険会社の特別顧問なども務め、数々のセミナーや国際会議でのスピーカーも務める。 調査報告書に記載のとおり、当社は、品質管理体制・内部統制の欠陥を検証し、再発防止策を策定する必要がある。ヤング氏は、多数の組織において約30年に亘って製品安全や製造物責任の実務に携わってきたのであり、同氏の豊富な経験及び知見は、当社が体制整備を図る上で、有益な助言と監督を提供することが期待できる。		

(注) Richard Dols Young (リチャード・ドルス・ヤング) 氏は社外取締役候補者である。

(3) 候補者番号 3

ア 議案の要領

Tomoko Chubachi (トモコ・チュウバチ) を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

Tomoko Chubachi (トモコ・チュウバチ)		1964年11月25日生
		所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1991年5月	大阪大学医学部皮膚科入局、皮膚科臨床研修	
1995年7月	ボストン大学(米国) 博士研究員	
1998年10月	大阪厚生年金病院皮膚科専門医	
1999年11月	アルバータ大学(カナダ) 研究員	
2002年5月	Pfizer Inc. (日本法人) ジャパンディベロップメントチームリーダー	
2006年10月	Pfizer Inc. (米国本社) シニアディレクター・グローバルクリニカルリーダー	
2011年8月	Eli Lilly and Company (米国本社) シニアメディカルアドバイザー	
2014年3月	GSK plc (米国法人) シニアメディカルディレクター	
2017年9月	Novan, Inc (現 Pelthos Therapeutics) ヴァイスプレジデント	
2020年9月	大阪大学 非常勤講師(現任)	

2021年3月	Novan, Inc (現 Pelthos Therapeutics) シニアヴァイスプレジデント
2022年2月	同 チーフメディカルオフィサー
2024年4月	TMC Clinical Development Consulting, Inc. プレジデント (現任)
	<重要な兼職の状況> TMC Clinical Development Consulting, Inc. プレジデント 一般社団法人 医薬品開発能力促進機構 設立理事 大阪大学非常勤講師
(特別利害関係の有無) Chubachi 氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>チュウバチ氏は、医師として、また、多数の世界的製薬会社における新薬臨床開発・上市、当局対応・交渉、危機管理、社内および提携先ガバナンスに携わり、薬品に関して医療現場・製薬企業・当局折衝のいずれの視点も有する。加えて、MBA も取得しており、製薬・医薬の専門知識を経営の中でどのように活かすかという視点も有する。</p> <p>チュウバチ氏の 20 年以上に亘って培った製薬事業の経験・知見は、食品・薬品製造企業として最も重要と言える品質管理体制・コンプライアンスの不備の発見と是正、当局報告及び情報開示の方針を確立する上で特に役立てられると思われ、さらに、臨床医としての経験から問題発覚後の初動対応に係る体制整備においても極めて有益な助言と監督を提供できるものと期待できる。</p> <p>以上の理由から、オアシスは、チュウバチ氏を取締役候補者とすることを提案する。</p>	

(注) Tomoko Chubachi (トモコ・チュウバチ) 氏は社外取締役候補者である。

以上